

## 「近江八幡市第2期商工業振興ビジョン（素案）」に係るパブリックコメント（意見公募）

### 実施要領

本市では、今後の商工業振興に係る方向性を示すため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、「近江八幡市第2期商工業振興ビジョン」の策定を行っております。

この度、近江八幡市第2期商工業振興ビジョンの素案を作成いたしました。

つきましては、市民の皆さまからこの素案に対するご意見をいただくため、下記の要領で募集いたします。

#### 1. 公表する資料

近江八幡市第2期商工業振興ビジョン（素案）

#### 2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 産業経済部商工振興課（安土町総合支所2階）
- (4) 近江八幡商工会議所
- (5) 安土町商工会
- (6) 近江八幡観光物産協会
- (7) 近江八幡図書館及び安土図書館

#### 3. 意見の募集期間

令和6年12月27日（金）～令和7年1月27日（月）《午後5時必着》

#### 4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8  
近江八幡市 産業経済部 商工振興課
- (2) ファクス 0748-46-5320
- (3) 電子メール 011008@city.omihachiman.lg.jp

※上記「2. 資料の公表場所」((3)を除く)では提出いただけません。

#### 5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

#### 6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。

なお、お預かりした個人情報について公表することはありません。また、電話によるご意見

はお受けできませんので、ご了承ください

- (1) 件名「近江八幡第2期市商工業振興ビジョン（素案）について」
- (2) 住所、名前、電話番号(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください)
- (3) ご意見は、日本語で提出してください

(書式例)

近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて

表題：「近江八幡市第2期商工業振興ビジョン（素案）について」

住 所：

名 前：

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名を記入)

電話番号：

意 見：

- ・〇〇について、  
意見内容  
(資料名、ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように)

## 7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び産業経済部商工振興課にて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せないことから意見として掲載いたしませんのであらかじめご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。  
また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・第2期商工業振興ビジョンは、いただいたご意見を参考にして修正をもって最終決定し、公表します。

## 8. 問い合わせ先

〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8  
近江八幡市 産業経済部 商工振興課  
電話：0748-36-5517 ファクス：0748-46-5320  
電子メール：011008@city.omihachiman.lg.jp